

令和6年11月29日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	デジタルリテラシー要素の必須化を除き、令和6年11月29日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	認定基準 留意事項(本文) 別紙17 認定様式第5号添付書類4	デジタルリテラシー要素の必須化について	令和7年4月1日以降に開講する訓練コースについては、別紙17に添付されている「DXリテラシー標準の項目の一覧」に記載された、各訓練コースの内容に関連するデジタルリテラシーの内容を設定する必要があります。そのため、令和7年4月1日以降に開講する訓練コースについては、訓練分野に関わらず、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」の提出が必須となります。
3	留意事項(本文)	通所の設定のない訓練コースの訓練実施施設(運営拠点)の要件について	通所の設定のない訓練コースの訓練実施施設(運営拠点)の要件を分かりやすく整理しました。
4	留意事項(本文)	職場見学及び職場体験の引率について	受講者を複数のグループに分けて実施する場合は、グループ個々に訓練実施機関の担当者が引率するなど、その管理(出欠管理を含む。)の下に行う必要がある旨を明記しました。
5	留意事項(本文) 認定様式第5号(記載例) 認定様式第6号(記載例)	別紙8「訓練日数及び訓練時間数等の記入方法について」の廃止について	別紙8「訓練日数及び訓練時間数等の記入方法について」の記載内容を本文及び様式の記載例に組込み、別紙8を廃止しました。
6	留意事項(本文)	成績考查の課題作成や教科書の問題を解く等の時間(作業時間)について	成績考查の課題作成や教科書の問題を解く等の時間(作業時間)を実技科目として訓練に組み込む場合の上限(1ユニットに収まる時間量で設定する)を設けました。
7	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	